

立命館アジア太平洋大学 国内学生寮費減免制度 申請要項

2022年7月 立命館アジア太平洋大学 アドミッションズ・オフィス

「国内学生寮費減免制度」は、本学入学試験を受験し、かつ AP ハウス(国際教育寮)への入寮を希望する者に対して、入学後の経済的支援を行うことを目的としています。入学試験を受験した後はもちろん、出願に先立って申請を行うこともできます。

1. 制度の概要

- ・ 支援の内容 APハウスの月額寮費の半額が11ヵ月分減免される。
- ・ 支援の対象 2023年度国内1回生入学試験を受験し、入学を許可されたAPハウス入寮者60名

2. 申請資格

日本学生支援機構の給付型奨学金制度の予約採用申請を行い、「令和5年度大学等奨学生採用候補者決定通知」を受けていること。

3. 申請方法

所定の申請書類を所定の期間に郵送(速達・簡易書留)で提出してください。

申請書類	<ul style="list-style-type: none">・ 国内学生寮費減免制度申請書(書式Aと書式Bの両方) * 受験生サイトAPUmateからダウンロードしたファイルを印刷し、必要事項を記入してください。・ 日本学生支援機構の給付型奨学金における「令和5年度大学等奨学生採用候補者決定通知」のコピー
申請期間	2022年12月1日(木)～2023年1月31日(火)(消印有効)
申請書類 送付先	〒874-8577 大分県別府市十文字原1-1 立命館アジア太平洋大学 入学試験事務局 「国内学生寮費減免制度」係

申請書の各項目について次のとおりに記入してください。

- (1) 氏名 氏名と生年月日を記入してください。
- (2) 高等学校 卒業した(または卒業見込みの)高等学校名と、卒業(見込み)年月日を記入してください。
- (3) 入学月 「4月」か「9月」のいずれかにを記入してください。
- (4) 入試方式 申請者の状況に応じていずれかを選択し、その隣に入試方式名称(例:活動実績アピール入試(第1回))を記入してください。

・ 出願予定:	まだ出願していない場合
・ 出願済み:	出願し、まだ合否判定結果通知を受けていない場合
・ 合格済み:	合格し、入学手続きをまだ何も進めていない場合
・ 一次手続済み:	合格し、第1次入学手続時納付金を納入済みの場合
・ 入学予定:	合格し、全ての入学手続きを済ませている場合

- (5) 学部 いずれかの学部にを記入してください。出願予定である場合、出願時に学部を変更しても構いません。

- (6) 本人住所 申請者本人の現住所を正確に記入してください。
- (7) 保護者住所 申請者の保護者の現住所を正確に記入してください。
- (8) 家族の構成 申請者本人を除く家族について記入してください。両親については、離婚や死別の場合でも記入してください。また、就学者以外の家族については、申請者本人と同居しているか、別居しているかを○で示してください。
- (9) 記入日 申請書を完成させた日付を記入してください。
- (10) 署名 申請者本人が署名捺印してください。

- * (2)～(4)については、まだ出願していない場合は出願予定の、出願を済ませた場合(合格した場合や入学手続きを完了させた場合を含む。)はその入試についての情報を選択・記入してください。
- * E-mail アドレスと電話番号は間違いのないよう特に注意して記入してください。「o」(小文字のオー)と「0」(数字のゼロ)など、紛らわしい文字は区別のつくようにはっきりと記入してください。

4. 選考

日本学生支援機構給付型奨学金の支援区分(第Ⅰ区分～第Ⅲ区分)順により、採用人数内で選考が行われます。給付型奨学金受給者がすべて採用されるわけではありません。

なお、本件の申請や選考は入学試験の合否に一切影響しません。

5. 採否結果通知

2023年2月下旬に、申請者全員へ採否結果通知が郵送されます。採否結果に関して個別の問い合わせには応じられません。

また、出願や入学手続きの状況を受けて欠員が生じた場合、追加の採用者を発表することがあります。その場合は2023年3月2日以降に、本学アドミッションズ・オフィスから対象者へ連絡を行います。

6. 注意事項

- (1) 採用された者は、2023年度国内入学試験に合格し、入学した場合に限り、本制度の支援を受けることができます。
- (2) 採用された者は、途中退寮せず、在寮期間を満了することについての誓約が求められます。また、在寮期間中に大学や寮での諸活動や地域活動等の中から自ら貢献できるものに積極的に参加することが期待されます。
- (3) 入学後に行われる給付型奨学金に関わる適格認定(2023年10月頃実施)によって、給付型奨学金の支援区分が変更になった場合でも寮費減免は継続されます。
- (4) その他、採用された者が次のいずれかに該当したときは、その時点から減免が打ち切られます。
 - ① 学籍を失ったとき
 - ② 休学したとき
 - ③ 立命館アジア太平洋大学学則第32条の3第1項により懲戒処分を受けたとき
 - ④ APハウス利用規則に違反したとき
 - ⑤ その他、支援を受ける者として適当でないと学生部長が判断したとき

申請者の個人情報の取り扱いについて

選考に際し、申請者から取得する個人情報は、次のとおりに取り扱います。

(1) 利用目的

- ・ 採否選考の実施
- ・ 採否結果の通知
- ・ 統計資料の作成

(2) 個人情報の管理

申請者の個人情報は、法令に則り、遺漏、滅失、き損等がないよう個人情報保護に関する法令の定めに従い、適切に管理します。

(3) 個人データの提供を伴う業務委託

個人データの取り扱いを含む業務の一部を個人情報の適切な取り扱いに関する契約を締結した上で、外部の事業者に委託することがあります。

(4) 選考の統計資料について

申請者から取得した個人情報は、各種の統計処理を施した上で、今後の調査・研究の資料として利用するほか、進学希望者への情報公開に使用します。なお、公開される統計資料は、個人が識別・特定できないように加工し、これにより個人が特定されることはありません。

以上